

教育委員会会議録

平成26年6月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会会議録
(平成26年6月定例会)

- 1 日 付 平成26年6月27日 (金)
- 2 場 所 海老名市役所702会議室
- 3 出席委員 教育委員長 海野 恵子 教育委員 平井 照江
教育委員 岡部 二九雄 教育委員 松樹 俊弘
教育長 伊藤 文康
- 4 出席職員 教育部長 萩原 圭一 教育部次長 植松 正
教育総務課長兼特 金指 太一郎 学校教育課長 飛矢崎 義基
定政策担当課長
教育指導課長 鷲野 昭久 学校教育課食の 飯島 昭
兼食の創造館長
教育指導課教育支 成岡 誠司 教育指導課児童 加藤 展子
援担当課長 育成担当課長
- 5 書 記 教育総務課庶務係 佐藤 哲也 教育総務課主任 上條 加奈子
長 主事
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第8号 海老名市社会教育委員の委嘱について
- 日程第2 議案第17号 海老名市青少年相談センター条例の廃止について
- 日程第3 議案第18号 海老名市教育支援センター条例の制定について
- 日程第4 議案第19号 海老名市野外教育施設条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定について
- 日程第5 議案第20号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
- 日程第6 議案第21号 平成26年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定について (非公開事件)
- 8 閉会時刻 午後3時03分

○海野委員長 本日の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会6月定例会を開会いたします。

それでは、会議を進めたいと思います。初めに、会議録署名委員の指名を行います。本定例会の会議録署名委員は、規定により、委員長において、岡部委員、平井委員を指名いたします。

○両委員 はい。

○海野委員長 本日の日程については、すでにお配りの議事日程のとおり、報告事項が1件、審議事項が5件の計6件となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○海野委員長 それでは、報告事項に入ります。初めに、**日程第1、報告第8号、海老名市社会教育委員の委嘱について**を議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 報告第8号、海老名市社会教育委員の委嘱についてでございます。報告理由については、任期満了に伴い、新たに委嘱したためでございます。それでは、教育部長からお願いいたします。

○教育部長 社会教育委員の委嘱につきましては、1ページのところにも書いてございませとおり、委任規則によりまして、第3条第1項の規定により臨時に教育長が代理発令をいたしましたので、委員の名簿につきましてこれからご報告させていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。委嘱期間は平成26年6月1日から平成27年5月31日まででございます。

まず、1人目が大貫望さん、学校教育関係者でございます。2人目が郡山強さん、学校教育関係者です。3人目、金子以二さん、社会教育関係者です。4人目、佐藤よし江さん、社会教育関係者です。5人目、三部雅世さん、社会教育関係者です。6人目、山田信江さん、社会教育関係者です。7人目、秦芳生さん、家庭教育の向上に資する活動を行う者でございます。8人目、植松慶子さん、学識経験者です。9人目、塩地ひとみさん、同じく学識経験者です。10人目、萩原好三さん、学識経験者です。

○海野委員長 ただいまの報告に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○松樹委員 会議などを運営するに当たって、例えば座長だとか、委員長だとか、そういう方はどなたが行っているのか、伺いたいのですが。

○伊藤教育長 もうすでに社会教育委員会会議の第1回目が行われまして、これで言うと6

番の山田信江さんが委員長ということで、副委員長には7番の秦芳生さんに決まって、それで行っていただいております。

○松樹委員 ありがとうございます。もう1点、今年1年間という任期の中で教育委員会からお願いしているトピックスといいますか、議題というのはどのようなことで、もちろん中身の情報交換等をされているかと思うのですが、どのようなことをお願いしているのか、話し合いをしているのかということをお聞きしたいのですが。

○伊藤教育長 事業計画とか、事業の方向とか、そういうことが行われてはいるのですが、そういう中で今年度については海老名市としても社会教育計画を新たに作成しようというのが一つの課題になっておりまして、この会の中で話し合いを持っていただき、それに基づいて社会教育計画を1年間かけて作成していきたいということで話し合っております。

○松樹委員 それは、1年間かけてできたものが、例えば来年にこちらの方に提言なり、提案なりという形で来るということによろしいのですか。

○伊藤教育長 私から教育委員会に提案するという規定になっておりますので、それについては、できたものを教育委員会にまた私を通して提案していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○松樹委員 昨年も私、少しお話ししたと思うのですが、それぞれの分野、ジャンルの中でたけた方、すごい方がおそろいですので、予算の関係もあると思うのですが、会議等を増やすなり、臨時会をするなりして、お忙しいかとは思いますが、より良いものというか、活発な意見で作り上げていただければと思っております。以上、要望です。

○平井委員 今回10名の委員の中で再任や新任の方の人数だけでも結構ですので、お知らせいただけますか。

○教育部長 今回、再任が6名、新任が4名です。

○平井委員 再任ということは、引き続きということで、今年度、海老名市は図書館を含めて施設等の大きな事業を抱えて、これから運営という形にもなっていくので、委員の任期が1年というのがどうなのかというところがあります。他市などに聞いてみると2年ぐらいされているところがあるということです。今般教育長がおっしゃっていた社会教育計画等も含めて、それを計画し、実践していく中で、委員の中でもそういうものについて見ていく、また、施設等に関してもいろいろな形で提言等をいただけるのではないかと思うので、2年あたりも良いのではないかと思うのです。ただ、その1年にしなければいけな

いというものがあるならば、教えていただきたいと思います。

○**教育部長** 条例では今1年と規定しておりますが、ただし、再任することができるということで、平井委員がおっしゃるとおり、やはり1年ではなかなか十分に議論や意見が出ない場合もありますので、他市のように2年という形も議論の中で考えました。こちらに出ている団体の任期が切れてしまう方がいらっしゃるという話をいただきまして、こちらの会議で出た意見をその団体にフィードバックして、その団体の声も吸い上げて会議に反映したいというようなご意見がございました。そうすると、資格のない方はその会議に戻れないというのが今の団体の性格なので、戻れる団体になっていれば良いと思うのですが、そういうところに配慮して1年にしてございます。ですから、今回も6人の方が再任というように経験を持った方が6人いらっしゃいますので、そういう意味では、ある程度は引き続きの議論をしていただけていると考えています。ですから、規定上は1年ですけれども、再任規定を活用しながら、できる限り残っていただけるよう話は進めていきたいと思っています。

○**平井委員** 教育部長がおっしゃることもわかりました。ただ、個人任命であるならば、2年でも良いのではないのでしょうか。個人が2年という形でお引き受けいただけるならば、団体の代表という形でも出ていらっしゃるのですが、任命との関係を推薦のところでも配慮するようなどころも、設置の中に盛り込まれているかと思います。選出母体の改選を考慮して任期1年という、その考慮というのが果たしてどういう位置づけになっているのか。本当に個人でそういう仕事をしていただくならば、2年でも良いのではないかと思いますし、団体母体を主にするのであれば1年にせざるを得ないというような曖昧さとか、その辺り、私としてはもう少しすっきりしたほうが良いのではないかと思うので、2年というのはどうかという形で意見を述べさせていただいたのですが。

○**教育部長** 条例の中で「次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する」と規定してまして、1番が学校教育関係者、2番が社会教育関係者、3番が家庭教育の向上に資する活動を行う者。これがそういう関係をしている人というように特定しています。4番目は学識経験者ですので、学識経験者は出身母体から外れても学識経験を持っているということでは変わらないのかもしれないのですけれども、上の最初の3つはそれぞれの団体というか、仕事から外れてしまうと関係者ではなくなってしまうのです。経験はあるかもしれませんが、関係者ではない、特に家庭教育の向上に資する活動を行う者というのは、今はPTAの方に出ているのですが、お子さんが卒業してしまうと、家庭

教育の向上に資する活動をしていないとなってしまうと、ここで言っている資格要件と外れてしまうので、団体というのを重視して、委員になっていただいているという考え方でございます。

○平井委員 説明いただいたのでわかりました。ただ、先ほど申し上げたように、やはり海老名はいろいろな形で発展の過渡期にあると思いますので、市民の声を多く聞く、それらを教育委員会の中でどう生かしていくかというようなところを含めると、もう少し任期があった方が良いのではないかと個人的には思いますので、今後また、検討の一つとしていただければありがたいと思います。

○教育部長 ご意見として承っておきたいと思います。

○松樹委員 今の平井委員のお話は私も全く同感で、今日明日に係わる話ではないと思うのですが、例えば各団体さん、これからまた会議があると思うのですが、投げかけをさせていただく。受け入れを実施している市町村もあるわけですので、このように考えているのだけれども、そちらの仕組みとして受け入れをうまくできないだろうかという形もできるでしょうし、もし1年で交代という形であれば、例えば引き継ぎをうまく、こちら側から委嘱をするときに、今までの流れ等を少しご説明していく。会議に来て、1年で次の方が来て一からという形よりは、流れもあると思いますので、しっかりしていくべきではないかと思います。今、教育部長がおっしゃったようにご検討いただければと私も思いますので、よろしくお願いします。

○海野委員長 よろしく願いいたします。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ご質問等もないようですので、報告第1号を承認することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第1、報告第8号を承認いたします。

○海野委員長 続きまして、審議事項に入ります。日程第2、議案第17号、海老名市青少年相談センター条例の廃止について及び日程第3、議案第18号、海老名市教育支援センター条例の制定についての2件は関連がございますので、一括して審議を行います。2件続けて説明をお願いします。

○伊藤教育長 それでは、議案第17号、海老名市青少年相談センター条例の廃止について

でございます。これは、青少年相談センターの廃止に伴う所要の措置を講ずるためでございます。続いて、センター条例が廃止されましたことにより、議案第18号は海老名市教育支援センター条例の制定についてを行うためのものがございます。それでは、よろしくお願い申し上げます。教育部長から説明します。

○教育部長 では、詳細の説明、4ページ目をご覧いただきたいと思います。青少年相談センター条例の廃止の理由ですが、特別支援教育、児童生徒指導、不登校について、総合的に対応する（仮称）海老名市教育支援センター条例を制定するために、青少年相談センター条例を廃止したいものがございます。

廃止する条例名は海老名市青少年相談センター条例です。

今後のスケジュールですが、本日の定例会でご承認いただきました後、7月の政策会議、最高経営会議を経て、9月議会に廃止条例の提案をしていきたいと思っております。その後、施行日を平成27年1月1日とさせていただいております。関連する規則が2本ございますが、これは、廃止条例の議決後、再度教育委員会にご提案させていただいて、審議していただいて、廃止をしていきたいと考えてございます。

続いて、教育支援センター条例の制定についてご説明させていただきたいと思っておりますので、6ページをお開きください。趣旨は、新しい支援センターを開所するために、青少年相談センター条例を廃止して、教育支援センター条例を制定するものがございます。

センター条例の施行日は廃止の施行日と同じ平成27年1月1日です。

主な内容（海老名市青少年相談センターの条例との比較）をご説明させていただきたいと思っております。

まず、3－（1）設置の項目の四角い箱囲みの右の青少年相談センターの部分をご覧いただきたいのですが、現在青少年の健全な育成、非行防止及び保護育成を図るためという理由でこのセンターを設置しておりますが、そのうちの非行防止及び保護育成というのは、児童指導または生徒指導に係る内容と考えまして「健全な育成等」の中に含めてしまおうと考えてございます。また、障がいなどにより支援が必要な児童生徒に対して適切な支援をするため、教育的支援という言葉を加えたいと考えてございまして、新しい教育支援センターの設置の主な内容は箱の左側をご覧いただきたいのですが、「青少年の健全な育成等や児童生徒の教育支援を図るため、」というように書いていきたいというものでございます。

改正点の大きな2点目の（2）事業についてですが、特別支援教育やいじめなど児童指

導または生徒指導に関する事業を実施していきたい。なお、非行防止等の事業は、児童生徒指導に含まれるものでございます。また、現在実施している青少年相談センター補導員協議会は解散し、専門補導員による街頭補導はさらに強化していきたい。こうした事業にシフトしていきたいというもので、改正点はその下の箱の右側の青少年相談センターの項をご覧くださいますと、今4号でできておりまして、そのうちの3番目、青少年の非行防止を図るための街頭補導等に関する事、こちらは、補導員協議会を解散して、専門補導員にシフトしていくので削除していきたいと考えてございます。左側の箱で、加えて、前段でご説明しました特別支援教育に関する事を2号として加えていきたい。また、3号として、児童指導又は生徒指導（いじめの防止等を含む）に関する事を加えていって、全部で5号立ての箱に切りかえていきたいと考えてございます。ここは青少年相談センターと教育支援センターの大きな違いになります。

スケジュールにつきましては、先ほどの廃止条例と同じスケジュールで進めたいと思っております。

続いて、7ページをご覧くださいなのですが、これが新しいセンター条例になります。先ほどの青少年相談センターとの比較をご覧くださいと思いますので、もう1枚めくっていただいて、8ページの横書きの新旧対照表を見ていただきたいと思います。下線を引いてある部分に変更点になります。

まず1番目、名称が変わります。

第1条は、名称が変わることによる改正です。

第2条、設置の1番目は、先ほどご説明しました点の改正でございます。

第2条の2項目はセンターの名称及び位置ですが、名称が変わることと、位置が、現在上郷474番地の4という図書館の3階にございますが、中新田392番地の1という場所に移転するので、その位置を改正するものでございます。

第3条につきましては、名称の変更と、先ほどご説明させていただいた点の改正でございます。

第4条はそのままで、第5条が運営協議会の設置ですが、同じような運営協議会を継続してまいりますので、こちらも名称の変更でございます。新旧対照表の改正点は以上でございます。

この条例は、平成27年1月1日からの施行と考えてございます。

○海野委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願い

いたします。

○**岡部委員** 新しく条例を作られるということなので、少しお尋ねしたいのですが、いじめというのが（３）で入ってきているのですけれども、不登校というのは「いじめの防止等」の「等」の中に入っているという理解でよいのかということが１点。もう１点は、７ページの第３条の（１）、青少年の健全な育成を図るための相談に関することとあり、（２）以下は何々に関することというのが少し抽象的になっています。青少年の健全な育成というのはさらにいろいろな業務があろうかと思うのですが、第３条の（１）だけ相談に関することというように特化させている理由があれば、その辺も教えていただければと思います。

○**教育支援担当課長** まず、１点目の不登校への対応は、青少年の健全な育成を図るための相談ということで、相談事業で不登校の対応をします。これは、臨床心理士による来所相談、電話相談等を行います。また、児童生徒指導という意味でも不登校は含まれます。具体的な不登校への対応ということで、学校への指導等についてはこちらに含まれると思います。

また、４番の教育支援教室に関することでも不登校に係る部分です。これは長期に欠席して、学校に行けない子どもに対して、市の施設であります教育支援教室というところで指導しているところでございます。

続きまして、１番目のところだけ相談というように打ち出しをしているということなのですが、特徴として、相談員が７名おり、すべて臨床心理士が相談を行っています。その中で、来所相談であったり、電話相談については、不登校につながるものであったり、今でいえば発達の違いということで特別支援教育に係る部分等は、根幹を示すものです。また、就学相談という意味合いもありまして、例えば小学校に入るお子さんが、特別支援級に行くか、通常級に行くかはかなり大きな問題ですので、こうした相談は、我々としたら一番大事にしていきたいと思っています。

○**松樹委員** 教えていただきたいのですけれども、条例の施行日は平成27年１月１日で、センター自体の開所日というのも１月１日になるということですか。

○**教育支援担当課長** 開所日も１月１日で構いませんが、子どもたちは来ません。

○**松樹委員** 開所日がその日なのですが、お正月、元旦ですので、職員の皆さんもお休みの日が勝手に開所日になっている。行けなくはないと思うのですが。

○**教育支援担当課長** 実際の施行日ということであれば１月１日なのですが、職員等が勤

務するのは1月4日からとなるでしょう。

○**教育部長** 開所日でいうと1月1日ということです。

○**教育支援担当課長** このため、公の開所日ということであれば1月1日という考えで良いと思います。

○**松樹委員** もう1点、施設が移動するという事で、デリケートな子どもたちもいらっしやると思います。場所が変わるということだけでも。通われていた子どもが年度途中で場所が変わりますので、その辺のケアもお願いしたいと思っています。

○**教育支援担当課長** まず、相談に来ている保護者や、教育支援教室に通っている子どもや保護者には、昨年の6月に場所が移転する旨のプリントを渡しています。また、教育支援教室では保護者会で、通ってくる保護者に対して場所が変わることについては昨年度説明させていただきました。実際にはこれから場所が変わるということで、子どもたちに説明すると同時に、また場所を見学しに行ったり、少し地域をめぐるということ等を含めながら、また、我々9月にかかしまつりに出品しますので、かかしまつりをやる場所がちょうど移転先の西側になりますので、そのような時、施設についてもまた見ていくような形で、少しずつなじむよう対応していきたいと思っています。

○**海野委員長** この条例に関係ないかもしれませんが、支援教室に通室してなくて、不登校のお子さんに対してはどのような対処の仕方をしているのでしょうか。お聞かせいただけたらと思います。

○**教育支援担当課長** 支援教室に通わない子どもへの対応、不登校といっても本市ではたくさんいらっしゃいます。これは年間の欠席が30日以上のお子さんですので、例年120名前後いるのですが、その中で特に欠席日数の30日から90日ぐらいのお子さんについては、まず、学校での対応が基本になると思います。これは週1日もしくは週2日程度の学校の欠席ですので、まだ学校に来れるというような意味合いから、学校が指導等をしているところです。また、学校にはスクールカウンセラーや学校訪問相談員もいますので、そういう方が学校の教職員の指導とか、もしくは面接等を行っています。我々のところへ来ているお子さんについては、年間の欠席がかなり多いお子さんで、学校に行くのも嫌だというような、来られないような場合で支援教室に来てもらっています。それ以外に学校に行けない子については、例えば放課後に来る等、その子の状況に応じて学校で対応しているようなところがあります。ですので、不登校の状態とか、子どもの心のエネルギーの状況に応じて学校から働きかけることもあれば、あとは学校の中にあるスクールカウンセラー

や、中学校でいえば心の教室、小学校でいえば今年度から別室登校支援員もいますので、そのような対応しているところではございます。

○海野委員長 中身のことはこちらでは把握できないので、確認、質問させていただきました。

○教育支援担当課長 それぞれ一人一人不登校の状態像も違いますし、その子が学校に行ける・行けない、会える・会えないといった部分、いろいろな状況がありますので、それぞれの子どもに応じた対応ということになっていきます。子どもの状況で、支援教室の話をして難しい子ども、少しずつ心のエネルギーが上がっていくような状況に働きかけることにより、支援教室につながるような事例はありますので、その働きかけのタイミングを我々は間違えないような形で行っていきたいと思っております。

○海野委員長 働きかけは学校を通して行っていくということでしょうか。

○教育支援担当課長 例えばもう全く会えないようなお子さんでも、学期に1回、学校によっては校長先生が会われる機会もあって、その子の支援をどうしていくかということで話し合い等が行われていると思います。

○海野委員長 今回の厚木の事件もありましたので、なるべくそういう顔の見える対応の仕方をしていただければと思っております。

○教育支援担当課長 1回不登校になってしまうと、継続してしまうところがあるので、小学校への支援ということでは今年度から別室登校支援員の設置に力を入れましたが、次年度は長期に休むお子さんへの対応ということで、家庭訪問をできるような部分を少し入れていきながら、学校の先生と専門職が、なかなか学校に来られなくて、会えないようなところに一緒に行けるような仕組みを考えているところであります。

○平井委員 新しい場所で、新しいシステムも入ってくるかと思うのですが、学校への周知と学校職員の相談センター活用等について今後どのように進めていかれる予定ですか。

○教育支援担当課長 職員ですか。

○平井委員 クラスにそういう子どもがいますので、そういう連携も含めて、今までよりもはるかにオープンな形であそこの施設を使えるようになってくると思います。今までは図書館の3階ということで、ある一部分の中で、狭い場所であるところもありましたし、細かいところ、中身まで言えば、もう少しオープンであっても良かったのではないかとこのところがあります。今後そうしたところも含めて学校への働きかけというか、周知というか、今後の教育支援センターがどのような形になるかというところをどういう形で

打ち出していかれますか。

○伊藤教育長 これはずっと前の話ですが、もうすでに学校長とは、情報を開示しながら、校長会のたびに進めています。今の形がすっきりして、ある意味でコンセプトもまとまってきましたので、その折には周知文書を先生方にも配布し、また研修会等市教委で企画する予定もありますので、そうした中で紹介していきたいと思います。あとは、少し話したかもしれませんが、その中で具体的に、例えば、言語聴覚等、いろいろな新しい機能がつきますので、そういう支援の手やサービスのいろいろな枠が広がっていくということを先生方にきちんと周知して、活用していただくような方法は、今年の開館まで、秋口にはしっかりとやっていきたいと思っております。

○平井委員 今言われた言語聴覚も入るということでも期待をしています。そのことも含めて、先生方へ周知する中で、それが子どもの指導に生きるものであればよいと思いますので、できるだけ連携をとっていただくことと、ある程度の情報があれば、先ほど海野委員長から出たように私どもにもいただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○松樹委員 今、平井委員がおっしゃったのと重なるかもしれないですけども、市民の方には、もちろんホームページへの掲載もされるかと思うのですが、広報等を通じて、例えばほかの市ではないサービスとして、これだけ充実をしているという中では、海老名市に住んでそうしたサービスを受けたいという方もいらっしゃるかもしれません。愛称も検討中だということですが、私は非常に期待をしております。いろいろな方が、こうした手厚いサービスを受けられ、ともに子どもたちを支えて、成長してくれているのだということを知ることができるよう、開所が良いきっかけだと思いますので、この開所に合わせて、今まで以上にぜひさらにアピールしていただければと私は思います。ぜひよろしくお願い致します。

○海野委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第17号及び議案第18号を一括で採決いたします。この2件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第2、議案第17号及び日程第3、議案

第18号を原案のとおり可決いたします。

○海野委員長 次に、日程第4、議案第19号、海老名市野外教育施設条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定について及び日程第5、議案第20号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正についての2件は関連がございますので、一括して審議を行います。2件続けて説明をお願いします。

○伊藤教育長 議案第19号、海老名市野外教育施設条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定については、すでに条例の廃止についてはご決定いただいているのですけれども、その中でその施行期日については規則で定めるということがありましたので、その期日を定めたいものでございます。

続きまして、議案第20号は、その条例の施行が始まると同時に、野外教育施設に係る海老名市教育委員会事務局及び教育委員会の組織等に関する規則も一部改正をすることになりますので、併せて所要の措置をとるためでございます。よろしく申し上げます。

○教育部長 それでは、10ページをお開きいただきたいと思います。海老名市野外教育施設条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定についてです。

理由ですけれども、今、教育長から提案理由の中でご説明がありました1月の臨時議会において廃止条例が可決されました。その際、公布日が平成26年2月4日となってございまして、条例の中では「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める」となってございましたので、8月4日までの間に教育委員会で廃止日を定めるという形に現在なっております。条例廃止決定後、教育委員会では地権者に対しまして借地借家法第13条に基づき、海老名市が土地の上に所有している家屋について買い取りいただくよう請求してまいりました。ここで、6月に入りまして、このたび、地権者の方から買い取りに応じる旨の回答をいただきましたことから、廃止する条例の施行期日を定めたいということでございます。

廃止する条例の施行日を平成26年7月1日としたいものでございます。

施行文は11ページに書いてありますけれども、簡単なものでございまして「海老名市野外教育施設条例を廃止する条例（平成26年条例第2号）の施行期日は、平成26年7月1日とする」というものでございます。

10ページにお戻りいただきまして、今後のスケジュールは、今日決定いただきました後、政策会議・最高経営会議へ報告していきながら、9月議会では買い取りの金額等の補

正予算をやっていききたいと思います。

その他としましては、土地の賃貸借期間が平成26年9月30日まで残っておりますので、引き続きその間までは教育委員会で適正に管理をしていきたいと思っております。

続きまして、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正でございますけれども、資料の16ページまで飛んでいただいでよろしいでしょうか。新旧対照表でご説明した方が分かりやすいかと思っておりますので、16ページ、横書きになりますけれども、右側の箱の第9条でございます。こちらに野外教育施設という条がございます。「海老名市野外教育施設条例（平成17年条例第29号）により設置された野外教育施設は、教育指導課に属する」というものでございますので、これを廃止し、第10条から第13条までの条文を1条ずつ繰り上げるということで、左側が改正後の条例の形になります。第8条の次の第9条は、第10条が繰り上がった図書館というものです。

規則の施行日は、同日の平成26年7月1日からとしたいものでございます。

続きまして、別表に各課の仕事の分担がございますが、19ページをご覧いただきたいと思っております。現在野外教育施設に関することは19ページの箱の右にあります児童育成係の(5)の中に野外教育施設に関することということで入っておりますが、これを改正後は野外教育に関することということで「施設」を取って、現在東山荘や中学校が行っている野外教育を支援していくという仕事はそのままの形で継続していきたいというもので、このような改正をさせていただきたいものでございます。

○海野委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○平井委員 規則等に関しては、細かいことについて理解できていないので、少しお尋ねしたいのですが、制定理由の中で平成26年2月4日に公布して、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲ということで、7月1日が条例廃止ですね。賃貸が平成26年9月30日で、その間の1カ月ほどは教育委員会で管理するけれども、条例的には廃止で、もう空いてしましますが、その期間はどうするのですか。少々説明がつかないのですけれども、そういうところは空いても構わないのですか。

○教育部長 野外教育施設条例は設置目的があって、その施設を運用するような形のものとしての条例になっているのですけれども、土地は、また土地としての借地契約を結んでいますので、借地契約だけは維持していきたいということです。ただ、野外教育施設の活動を含めた施設の設置については廃止してしまおうということでございます。

○平井委員 ありがとうございます。少しその辺りの理解ができなかったのです。

○松樹委員 教えていただきたいのですが、「野外教育施設に関すること」が「野外教育に関すること」に変わるわけです。野外教育というのは、具体的にどういうものを野外教育というのか。

○教育部長 こちらで考えている野外教育は、現在野外教育施設「富士ふれあいの森」でやっていたものをそのまま引き継いで野外教育というように考えてございまして、小中学校の子どもたちの野外教育に関することという感じで捉えていきたいと思えます。

○松樹委員 例えば修学旅行や遠足を1泊2日でやりたいという時に、それは野外教育なのか。例えば所管課が担当してやるような話なのか、それとも学校独自の野外教育なのか。泊まらなくてもよいのですけれども、日帰りで何かデイキャンプをやりたいとか、自然体験をやりたいといったときに、それは野外教育に当たるのか。野外教育のすみ分けについて、教えていただければと思います。

○伊藤教育長 要するに学校側の形からいうと、集団宿泊的行事という意味のくくりなのです。だから、そこにはキャンプという野外教育も入るし、まさに修学旅行も入るし、遠足も入るし、そういうものが入っているのです。その中で、現状、例えば東山荘等を使っていた中で、我々の方で支援する中で野外教育の部分はやっていただく。要するに、公費負担や東山荘等施設の契約等、そういう意味で、今まで自前で持っていた野外教育施設に関するのではなくて、野外教育に関してはこれまで同様に公費負担をする。だから、現状修学旅行は公費負担していないし、遠足も公費負担していませんので、我々行政としては、そのことに関しては学校の支援をするという意味で、そこに野外教育という形で入れざるを得ないかもしれません。修学旅行に関して我々が公費負担で、いろいろなことをやると、修学旅行に関するということに教育指導課等が入るようなことにはなると思います。

○松樹委員 今お聞きしたのは支援している事業がここに入ってくるということですね。

○伊藤教育長 そういうことですね。

○松樹委員 そうすると、支援していないのは野外教育に入っていないということでしょうか。

○伊藤教育長 そうです。職務の中にあるものは支援していく。

○松樹委員 職務の話です。その中には入っていないものがある。

○伊藤教育長 職務の中に入っているものを支援していきます。学校の側からすればそれ

らは行事なのです。ただ、我々役所からすれば、事業の中で職員がそれを職務として契約を結んだり、公費負担の業務をこなしたりしておりますので、逆に今度、修学旅行も同じようになると、どこかに修学旅行に関するということが職務として入るはずです。

○松樹委員 野外教育というくくりがどこまでどうなのか。支援しているから野外教育がここに入ってくるのか。

○伊藤教育長 だから、これ自体は、要するに教育委員会の各課の仕事内容を書いてあるという意味です。

○松樹委員 今は、例えば修学旅行や遠足等というのは、もちろんノートッチで学校独自で実施しているのですね。

○伊藤教育長 ある意味で教育課程の中でやってもらっております。

○松樹委員 教育課程の中でやっているわけですか。それは野外活動とは言わないわけですか。

○伊藤教育長 そういうことですね。だから、学校の範疇でも修学旅行とか何かということとでやっているところでしょう。

○松樹委員 修学旅行は、支援する範疇の中での野外教育としてここに入ってくる、盛り込まれてくるという形ですか。

○伊藤教育長 言葉を変えると、例えば小学校で遠足というくくりではなくて、2年生でも野外教育をやるということであれば、こちらはそれに対してどのような支援ができるかを考えざるを得ないと思います。

○松樹委員 野外教育となると、東山荘だけでなく、中学校は独自ですけれども、他のところでも似たような同じような形でこうして係わってくるという形ですか。

○教育部長 他市ですか。

○松樹委員 他市ではなくて、他のところというか、そこを使わなくてもということですか。

○伊藤教育長 ですので、中学校は使っていません。

○松樹委員 中学校はそうですが。

○伊藤教育長 小学校がまさにそういうことであっても、それは東山荘以外でも何らかの公費負担を同じようにやる状況にあると思いますけれども、職務ですから。

○松樹委員 野外教育という学校の捉え方と、行政が支援をしているから野外教育であるという部分は異なるのか。

○伊藤教育長 職務としての野外教育ですか。

○松樹委員 すみ分けがうまく分からなかったもので、すみません。例えば遠足だとか、学校でやっている話なのですが、それは野外教育という捉え方なのか、そうではないということなのか。

○伊藤教育長 それは私の方では申し上げたとおりです。

○松樹委員 分かりました。

○海野委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第19号及び議案第20号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第4、議案第19号及び日程第5、議案第20号を原案どおり可決いたします。

○海野委員長 次の日程第6、議案第21号、平成26年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定については、個人情報を含んだ案件となりますので、会議を非公開にしたいと思います。

それでは、会議の非公開についての採決を行います。この件の会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第6、議案第21号は非公開といたします。

(非公開事件開始 午後2時43分)

(非公開事件終了 午後3時03分)

○海野委員長 皆さまにお知らせします。ただいまの日程第6、議案第21号は、原案のとおり可決しました。

○海野委員長 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、教育委員会6月定例会を閉会いたします。